



※1 妊婦が医師からの指導を受けたときは、時差出勤を申請できる

※2 妊婦が医師からの指導を受けたときは、午前・午後各1回15分の休憩を申請できる

※3 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能

※4 満1歳未満の子を養育する女性社員は、所定休憩時間のほかに、30分×2回の育児時間を申請できる

※5 小学校3年生までの子を養育する社員が、子の病気・けがによる看護・予防接種・健康診断・感染症に伴う学級閉鎖等の対応、学校等主催の行事へ参加するために取得できる

※6 第一子に限り支給